⑾　次の事項に該当しない者であること。
①　不誠実な行為　請負契約の履行が不誠実、下請契約関係が不適切、警察当局による公共工事からの排除要請、贈賄及び不誠実行為による指名停止、虚偽の資料提出等
②　経営状況　手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等
③　安全管理の状況　事故等に基づく指名停止、労働基準監督署からの指導があったにもかかわらず改善を行っていない等
④　労働福祉の状況　賃金不払い等による労働基準監督署からの指導を受けたにもかかわらず改善を行っていない、退職金共済契約の締結を行っていない等
⑿　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者ではないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項
⑴　評価項目
①　施工体制
ア　品質確保の実効性
イ　施工体制確保の確実性
②　技術提案
⑵　総合評価の方法
①　「標準点」を100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点（技術提案における評価等）とする。
②　「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評定を行い、施工体制評価点を与える。
③　「加算点」の算出方法は、技術提案等について評価した結果、得られた「評価点数」が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に50点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ按分して求められる点数を与える。
④　価格と価格以外の要素を総合的に評価する総合評価落札方式は、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格（以下、「予定価格」という。）の制限の範囲内での、入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点＋施工体制評価点＋加算点}　／入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
⑤　「施工体制評価点」の評価結果が低い者に対しては、「施工体制評価点」の得点割合に応じ「加算点」についても減じる処置を行う。
⑶　落札者の決定方法
①　入札参加者の「評価値」が最も高い者を落札者とする。
なお、落札の条件は、次のとおりとする。
ア　入札価格が、予定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札であること。
イ　技術提案が、発注者の予定している要求要件（標準案）を下回らないこと。また、「評価値」が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。
ただし、落札者となるべき者の「入札価格」によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、落札の条件ア及びイを満たす者かつ適切な「入札価格」と考えられる入札をした者のうちから、「評価値」の最も高い者を落札者とすることがある。
②　上記３の⑶の①において、評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
③　落札者となるべき者の入札価格が、予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うものとする。なお、詳細は入札説明書による。
⑷　評価内容の担保　実際の施工に関しては、適正と認められた技術提案に記載された内容により施工し、工事完成検査時に履行状況について検査を行う。受注者の責により記載内容が満足できない場合は、工事成績評定点を未実施の評価項目ごとに３点減ずることとする。
なお、受注者の責によらない場合とは、災害又は特別な事情がある場合とし、発注者と請負者の協議により決定する。
また、受注者の責により技術提案等の内容が不履行となったことが確認された場合または、不履行が疑われる場合は、事実関係、理由等についてヒアリング等を行う。ヒアリング等の結果によっては、契約違反、不正又は不誠実な行為等により指名停止等の措置を講ずる場合がある。
⑸　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

4　入札手続等
⑴　担当部局　〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局会計課契約係　松浦　誠　電話086―224―4511　内線2253
⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
①　交付期間　平成30年４月18日から平成30年５月18日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91条）第１条に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の午前９時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　交付方法
ア　インターネットによる場合
農林水産省電子入札システム（電子入札センターホームページ；http://www.maff-ebic.go.jp/menu.html）内からダウンロードする。
イ　インターネットへ接続する環境が無い場合
次の場所で交付する。
〒700―8532 岡山県岡山市北区下石井１－４－１岡山第２合同庁舎　中国四国農政局農村振興部設計課技術審査第１係　坂東　茂樹　電話086―224―4511　内線2625
③　参考資料の交付方法　参考資料（設計資料）については、ＣＤ－Ｒ等による配布を行う。配布の方法については、上記イと同様の場所で交付する。
⑶　申請書及び確認資料の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成30年４月18日から平成30年５月18日までの行政機関の休日を除く午前10時から午後４時まで。ただし、最終日については午前12時までとする。
②　提出場所　上記４の⑵の②のイに同じ。
③　提出方法　電子入札方式により提出すること。詳細は入札説明書によるものとし、郵送又はＦＡＸによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は上記４の⑶の②へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。
⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法
①　提出期間　平成30年６月13日から平成30年７月６日まで（行政機関の休日を除く。）の午前９時から午前12時、午後１時から午後５時15分まで。ただし、最終日については、午前12時までとする。
②　提出場所　上記４の⑴に同じ。
③　その他　持参又は郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。提出期間内必着。）すること。
⑸　入札、開札の日時、場所及び提出方法
①　電子入札システムによる入札の場合は、平成30年７月４日午前９時から平成30年７月６日午後４時までに送信する。
②　紙入札方式により持参する場合は、平成30年７月９日午後１時30分に中国四国農政局７階入札室にて入札する。
③　郵送による場合は、平成30年７月６日午後４時までに上記４⑴宛て郵送（書留郵便又は宅配等配達記録の残るものに限る。）する。
④　開札の日時及び場所　平成30年７月９日午後１時30分　中国四国農政局７階入札室